

規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

埼玉県人事委員会規則一三―四八

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の見出し及び六条を加える。

（週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第一条の二 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。

以下「条例」という。）第三条第一項ただし書の埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める者は、次に掲げる職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童を養育する職員

二 次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたる日常生活を営むのに支障があるものを介護する職員

イ 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以

下この号において同じ。）

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 次に掲げる者であつて職員と同居しているもの

- (1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹
- (2) 父母の配偶者
- (3) 配偶者の父母の配偶者
- (4) 子の配偶者
- (5) 配偶者の子

2 条例第三条第一項ただし書の規定により、同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員について、日曜日及び土曜日に加えて設ける週休日（同条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）は、単位期間（第一条の七に規定する期間をいう。以下同じ。）をその初日から一週間ごとに区分した各期間（単位期間が一週間である場合にあつては、単位期間。第一条の四第二項第一号において「区分期間」という。）ごときにつき一日を限度とし、公務の正常な運営を妨げないと

認める場合に限り設けることができるものとする。

3 前項の規定により週休日を設けることは、条例第三条第三項の規定による勤務時間の割振りに併せて行うこととする。

第一条の三 条例第三条第三項の委員会規則で定める職員は、適切な公務運営を確保するため、同項の規定を適用しないこととする必要があるとして任命権者が定める職員とする。

第一条の四 条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき六時間以上とすること。ただし、職員の休日（条例第八条第一項に規定する職員の休日をいう。以下同じ。）その他埼玉県人事委員会（以下「委員会」という。）の定める日（以下この条において「休日等」という。）については、七時間四十五分（再任用短時間勤務職員（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）にあつては、当該職員の単位期間ごとの期間における勤務時間を当該期間における条例第三条第一項の規定による週休日（第一条の二第二項の規定による週休日を除く。）以外の日の日数で除して得た時間。次項第一号において同じ。）とすること。

二 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。
2 第一条の二第一項各号に掲げる職員については、条例第三条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 勤務時間は、一日につき四時間三十分以上とすること。ただし、休日等については、七時間四十五分とするものとし、区分期間（第一条の二第二項の規定による週休日を含む区分期間を除く。）ごとにつき一日（次号において「特例対象日」という。）については、四時間三十分未満とすることができるものとする。

二 月曜日から金曜日までの午前十時から午後三時三十分までの時間のうち、休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。

三 始業の時刻は午前七時以後に、終業の時刻は午後十時以前に設定すること。

3 再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振ろうとする日に係る条例第二条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、任命権者が委員会と協議して定めるところにより、第一項第一号（ただし書を除く。）及び第二号又は前項第一号（休日等に割り振る勤務時間に係る部分を除く。）及び第二号に定める基準によらないことができるものとする。

4 職務の特殊性その他の理由により、第一項第二号又は第二項第二号に定める勤務時間と異なる勤務時間を割り振ることで公務能率の向上が見込まれる場合の勤務時間の割振りについては、第一項第二号又は第二項第二号に定める基準によらないことができるものとする。

第一条の五 条例第三条第三項の職員の申告は、前条（第一条の二第一項各号に掲げる職員の申告にあつては、同条第二項及び前条）に定める基準に適合するものでなければならない。

2 任命権者は、第一条の二第一項各号に掲げる職員による前項の規定による申告について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

3 任命権者は、次の各号に掲げる第一項の規定による申告（以下この条において単に「申告」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより勤務時間を割り振り、及び週休日を設けるものとする。

一 前条第一項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振りによらずに公務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に委員会の定めるところにより勤務時間を割り振ることができるものとする。

二 第一条の二第二項及び前条第二項に定める基準に係る申告 当該申告を考慮して第一条の二第二項の基準による週休日を設け、及び勤務時間を割り振るものとする。この場合において、当該申告どおりに週休日を設け、及び勤務時間を割り振ると公務の正常な運営を妨げると認める場合には、別に委員会の定めるところにより週休日を設け、及び勤務時間を割り振ることができるものとする。

4 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の割振り及び週休日を変更することができる。

一 職員からあらかじめ前項の規定により割り振られた勤務時間の始業若しく

は終業の時刻及び設けられた週休日又はこの項の規定により変更された後の勤務時間の始業若しくは終業の時刻及び週休日について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。

二 前項の規定により勤務時間の割振りを行い、及び週休日を設け、又はこの項の規定により勤務時間の割振り及び週休日の変更を行った後に生じた事由により、前項の規定による勤務時間の割振り及び週休日又はこの項の規定による変更の後の勤務時間の割振り及び週休日によると公務の正常な運営を妨げると認める場合において、別に委員会の定めるところにより変更するとき。

第一条の六 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員は、第一条の二第一項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

3 前条第三項第二号の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振られた職員が、単位期間の途中において第一条の二第一項各号に掲げる職員に該当しないこととなった場合における当該単位期間の末日までの間の週休日及び勤務時間の割振りについては、引き続き、その該当しないこととなった直前に当該単位期間について設けられた週休日及び割り振られた勤務時間によることができるものとする。

第一条の七 条例第三条第三項の委員会規則で定める期間は、四週間（四週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として任命権者が委員会と協議して定める場合にあつては、任命権者が委員会と協議して定めるところにより、一週間、二週間又は三週間）とする。ただし、第一条の二第一項各号に掲げる職員に係る条例第三条第一項ただし書の規定に基づく週休日及び同条第三項の規定に基づく勤務時間の割振りについては、一週間、二週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する期間とする。

第二条第一項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二条。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、「（条例第三条第一項に規定する週休日をいう。以下同じ。）」を削る。

第三条第一項中「埼玉県人事委員会規則（以下「委員会規則」という。）」を「委員会規則」に改め、同条第二項中「第三条第二項」を「第三条第二項若しくは第三項」に改める。

第三条の二中「埼玉県人事委員会（以下「委員会」という。）」を「委員会」に改める。

第四条第一項中「設け」の下に「（次項に規定する場合を除く。）」を加え、同

条第二項中「任命権者は、」の下に「条例第三条第一項ただし書の規定により週休日を設け（同条第三項の規定により勤務時間を割り振る職員に係る場合に限る。）、同条第三項の規定により勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第四条の二第二項中「（条例第八条第一項に規定する職員の休日という。以下同じ。）」を削り、同項第一号中「第三項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「二十六条」を「第二十六条」に改める。

第六条の三中「第二条」を「第一条の二及び第一条の四から第二条まで」に、「同法」を「育児休業法」に改める。

第七条第一号中「（条例第二条第三項に規定する再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」及び「（条例第二条第四項に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第十条第三項第二号中「条件付」を「条件付」に改める。

第十三条第三項中「二の期間」を「三の期間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。